

## 大正期 摂政制度の内幕

今年の8月は、天皇陛下の「生前退位」を求める発言により例年になく天皇の役割について考える機会が増えた。確かに摂政という制度は、憲法や皇室典範でも認められているのだが、この制度のもとでは「天皇は存在するけれど存在しない」といった二重構造、あるいは天皇制の形骸化が起こりうる。アイデンティティの喪失という語で語ることも可能である。

今回の陛下のビデオメッセージには、摂政について次のように語られている。

「天皇が未成年であったり、重病などによりその機能を果たし得なくなった場合には、天皇の行為を代行する摂政を置くことも考えられます。しかし、この場合も、天皇が十分にその立場に求められる務めを果たせぬまま、生涯の終わりに至るまで天皇であり続けることに変わりはありません」

この一節に触れたとき、陛下が摂政という制度に強い反発を抱いていることに驚いた。陛下自身がこれほどまでに鮮明にするとは思えなかったのである。

続いての天皇の終焉（しゅうえん）にあたっての「重い殯（もがり）の行事」についての部分も昭和天皇を意識したニュアンスがあり、陛下は昭和天皇や大正天皇の末年の姿に強い思いを寄せていてそれが「生前退位」の根拠になっているとわかってくる。

この言葉を受けて、大正天皇の病氣療養、そして20歳だった皇太子（のちの昭和天皇）の摂政就位の内幕を見るとそこからさまざまな問題が浮かび上がる。

大正天皇の病がいかに重いかをあらわすために、その人間性にかかわるような表現で病状の具体的な様子を発表する。

大正天皇の側近たちは発表文をつくった宮内大臣の牧野伸顕に対して強い怒りの心情を書き残している。摂政の政治はどこまでを行うのか、そのことについて牧野は宮内省職員に「政務の一部を御依託ありしのみにて其（その）他にに関しては総（すべ）て従前と御変りなき故」と説明している。

大正10（1921）年11月から15（26）年12月25日の大正天皇崩御までの5年間、前述のように天皇の二重構造といった時代が続いた。この5年間を近代日本の歴史年表から見ると、すぐにくつもの特徴があることに気づく。

「天皇の軍隊はまったく動いていない」「関東大震災があり、社会的混乱があった」「摂政宮狙撃事件がある」「大正デモクラシーの流れが社会に広がる」「護憲運動の成果、普選法案まとまる」「共産党設立（非合法）」などの項目を拾い出すことができる。対外的な軍事行動はあらわになっていない半面、日本社会は地滑り的な変化を内在していたと言っている。この地滑り的な変化が、吉とでるならば日本社会が非軍事的（実際にこの5年間は軍人が肩身の狭い思いをした時代だった）、民主的な方向に進むきっかけになり得たはずだった。

逆に凶とでたならば、軍事主導體制へ向かう潜在期間だったことになり、昭和の歴史は悲劇を増すと予想された。結果的にこの5年間は、軍事が次の時代に向けて機会をうかがうといった形になった。中国では蒋介石政府の北伐がすでに始まっていたが、大元帥が明確に存在しないという空間で陸軍は具体的な行動がとれなかったのである。昭和2（27）年、3（28）年にはこの北伐阻止のために日本軍は山東出兵を行っている。

もし昭和に入って軍事が我が物顔に振る舞わなければ、日本社会は一気にとはいわないが、着実に大正デモクラシーの広がりをもとにした吉の方向に進んだと言えるかもしれない。

一方で摂政の時代には、大正天皇と皇太子の間に複雑な感情が生まれたり、天皇への、アイデンティティ喪失により社会的混乱も生まれたりするという現実も示している。

昭和天皇は、末年の療養期に摂政を置くことで自らの地位が不安定になることを恐れている節もあった（「卜部亮吾侍従日記」からうかがえる）。加えて自らの体験を通して摂政宮が、暴漢に襲われるのではとの不安もおわせていた。

さらに摂政の時代には、関東大震災があったわけだが、そのときの詔書は山本権兵衛首相の奏請を受け、摂政として裁可している。この詔書を詳細に読んでみると、社会が乱れぬように配慮する点にポイントがあると思われる。「速ニ人事ヲ尽シテ民心ヲ安定スルノ一途アルノミ」という点は、明らかに天皇のニュアンスとは異なっている。

近代日本の摂政の時代、この期間の内実をさぐることは、天皇の「生前退位」を考えるうえで重要な意味を持っていると言っていいであろう。